

不良債権の現状

1. 自己査定について

平成10年4月より早期是正措置が導入されたことに伴い、金融機関は自ら作成する資産査定基準に基づいて資産を検討分析し、その状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」および「経営破綻先」の5つの債務者区分に分け、さらに各取引先あての債権を回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて ~ の区分に分類する「自己査定」を行い、その結果に基づいて、適正な償却・引当を行うことが必要となりました。

当行は、自己査定の実施にあたり、与信性の資産に加え、有価証券、動産・不動産等のその他の資産についても査定を行っています。査定対象資産は、総資産51兆円のうち、現預金等資産の性格上毀損の懸念がまったくない資産を除いた48兆円となります。このうち財務状況に問題のある先、大口与信先、信用格付の低い先等、さまざまな切り口で対象先を幅広く抽出したうえで、与信性の資産については、営業店が第一次査定、審査部門が第二次査定を行い、その他の資産については所管部が査定を実施した後、査定部署とは独立した部署である与信監査部が、自己査定基準にそった査定となっているかどうかの検証を行っています。

また、銀行グループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象会社においても、平成11年3月期より原則として銀行本体と同様に自己査定を実施しています。

2. 償却・引当ルール

金融庁の金融検査マニュアル、日本公認会計士協会の実務指針および金融再生委員会の引当ガイドライン等にそって策定した当行の自己査定マニュアルに基づいて半期ごとに自己査定を行い、その結果に基づき、償却・引当に係る行内ルールに従って適正な償却・引当を行っています。

また、銀行グループ全体のリスク管理を強化する観点から、国内連結対象会社においても、原則として銀行本体と整合した償却・引当ルールを採用しています。

「経営破綻先・実質破綻先」

個々の債務者ごとに分類された 分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則貸倒償却するとともに、 分類の全額について、個別貸倒引当金を計上しています。

「破綻懸念先」

個々の債務者ごとに分類された 分類(担保・保証等で保全されていない部分)のうち必要額を算定し、個別貸倒引当金を計上しています。

「要注意先・正常先」

個々の債務者ごとの償却・引当は行わず、グループごとの与信残高に対して、貸倒実績率に基づき一括して一般貸倒引当金を計上しています。

具体的には、全額非分類先を除く要注意先について、貸倒リスクに応じてグループ分けし、グループごとの引当率を適用しています。グルーピングは、要管理先債権^(注)とそれ以外に区分し、後者をさらに債務者の財務内容や信用格付の状態等に応じて3区分に細分化しています。

要管理先債権の引当率については、担保・保証等で保全されている部分も含め債権総額に対して15%の引当を行っています。

また、それ以外については、上記グループごとの過去の貸倒実績率をもとに延滞の有無等を勘案し決定しており、平均引当率は3.0%となっています。

全額非分類の要注意先、正常先については過去の貸倒実績等から算出される貸倒実績率に基づき、今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しており、引当率は0.3%となっています。

(注)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に定める債権区分の一つである要管理債権は、貸出金件別ごとに「3カ月以上延滞」もしくは「貸出条件緩和」に該当するものを抽出したものです。債権の一部または全部がこの要管理債権となる「要管理先」に係る債権すべてを要管理先債権とし、引当の対象債権としています。

3. 平成12年3月期の処理実績

平成12年3月期決算においては、景気低迷・地価下落の持続による資産劣化に伴う償却・引当負担に加え、㈱さくら銀行との統合を展望して不良債権処理を一段と促進した結果、処理総額は6,807億円となりました。

その内訳は、貸出金償却3,474億円、個別貸倒引当金繰入額2,530億円、一般貸倒引当金繰入額388億円のほか、㈱共同債権買取機構への債権売却損250億円、不動産担保付債権等の流動化策として投資家へ売り切り方式による売却を実施したことによる延滞債権等売却損196億円、特定海外債権引当勘定戻入額31億円となっています。この結果、貸倒引当金残高は9,090億円の水準となりました。

なお、平成12年3月期末における直接減額は7,310億円となり、平成11年3月期末の3,856億円から大幅に増加していますが、これは、将来に損失発生の可能性のある先について、処理促進の観点から実質破綻先として分類に計上することを進めた結果によるものです。

また、連結ベースでは、平成12年3月期に総額7,335億円の処理費用を計上し、その結果、貸倒引当金残高は9,505億円となりました。

貸倒償却等費用(含む一般貸倒引当金繰入額)

(単位:億円)

貸出金償却	3,474
個別貸倒引当金繰入額	2,530
一般貸倒引当金繰入額	388 ^(注)
その他	415
貸倒償却引当費用計(単体)	6,807

(注) 業務純益に計上しているベース。

貸倒償却引当費用(連結損益計算書ベース)	7,335
----------------------	-------

4. 不良債権等の開示

1. 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」)に基づいて査定した資産を、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分し、各債権額を開示しています。

当行の平成12年3月期末における正常債権を除く開示債権総額は、倒産等による破綻先の増加、景気低迷を背景とした債務者の財務内容の悪化などの要因はあったものの、さくら銀行との統合準備として不良債権処理を促進した結果、平成11年3月期末比967億円減少し、1兆9,170億円となりました。

具体的には、統合後の損失負担を極力軽減することを展望し、相対的に将来追加ロスが発生する懸念が高い債務者を実質破綻先として、保全不足額の全額について引当を行い、さらに直接減額を行う一方で、昨今の景気低迷を考慮して、債務者の事業計画等について従来対比より厳しく査定を行い、予防的に破綻懸念先とするなどの処理を行いました。

引当については、開示額から担保・保証等によって保全されている部分を除いた債権額に対する平均引当率が45.5%(平成11年3月期末比15.3%の低下)となっていますが、引当金の計上は債権の回収可能性を考慮して行っており、相対的に引当率の低い債務者の割合が高まったことによるもので、十分な水準の手当てがなされていると考えています。

なお、各債権額の概要は以下のとおりです。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」: 1,908億円(平成11年3月期末比265億円減少)

自己査定において経営破綻先および実質破綻先として債務者区分された債務者に対する債権額のうち、回収不能または無価値と判定される部分(分類額)を直接償却^{注)}した残額です。

このうち、分類額については全額引当をしていますので、これを除いた部分は、担保・保証等により保全されている回収可能な債権となります。

(注)税法基準で無税償却適状となっていない債権についても、財務会計上、すべて直接償却を行っています(直接減額)
平成12年3月期末における直接減額は7,310億円です。

「危険債権」: 1兆3,512億円(平成11年3月期末比1,251億円減少)

自己査定において、破綻懸念先として債務者区分された債務者に対する債権額です。担保・保証等により保全されている回収可能額を含んでおり、回収に懸念のある額については分類として個別貸倒引当金を計上しています。この分類額に対する平均引当率は55.1%となっています。

「要管理債権」: 3,750億円(平成11年3月期末比549億円増加)

自己査定における要注意先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権です。

「正常債権」: 32兆8,498億円

これは、平成12年3月期末時点で当行が保有する貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権に相当します。

従って、「正常債権」は自己査定における要注意先債権のうち、「要管理債権」に該当しない部分と正常先債権の合計に相当し、相対的に貸倒リスクが小さい債権といえます。

自己査定、開示および償却・引当との関係(単体)

(単位：億円)

自己査定の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	保全状況	自己査定/引当方針 (平成11年度下期)	引当金残高 (引当率) (注)1
経営破綻先	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 1,908 () (11/3末比 265)	保全 1,857	査定方針：前倒し処理の観点より、破綻懸念先から実質破綻先へのシフトを促進。この結果、直接減額が増加。 (12/3末:7,310億円、11/3末:3,856億円) 引当方針：保全不足部分に対し100%引当。	83 (注)2 (100%)
実質破綻先		非保全 51		
破綻懸念先	危険債権 13,512 () (11/3末比 1,251)	保全 3,886 非保全 9,626	査定方針：債務者の事業計画を従来対比より厳しく査定。予防的に要注意先等を破綻懸念先以下へシフト。 (前倒し処理の観点より、破綻懸念先から実質破綻先へのシフトを促進) 引当方針：債権の回収可能性等を勘案して個別に査定のうえ必要とする額を引当。この結果、上記要因で従来に比べ引当必要額の低い債権が増加。	5,308 (注)2 (55.1%)
要注意先	要管理債権 3,750 () (11/3末比 +549) (注)3 要管理先債権	要管理債権中の担保・保証等による保全部分 334	引当方針：債務者あて債権総額に対し15%引当。	要管理債権に対する引当563 (15.0%)
正常先	正常債権 328,498		引当方針：自己査定の債務者区分(要注意先、正常先)に応じて、過去の貸倒実績率に基づいて将来の予想損失額を引当。なお、要注意先に係る債権(除く要管理先債権)については債務者の財政状態、債務の履行状況、信用格付等を勘案して3つのグループに細分化して引当。	平均 (3.0%) (0.3%) 一般貸倒引当金合計 3,576
特定海外債権引当勘定				123
総計 347,668		貸倒引当金計		9,090
		⑥個別貸倒引当金+要管理債権に対する一般貸倒引当金		5,954
④ = + + 19,170 (11/3末比 967)		◎担保・保証等による保全部分 6,077	◎担保・保証等による保全部分以外 13,093	
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (⑥/④)				45.5% (11/3末比 15.3%)

- (注)1.引当率は、各債務者区分に対する各引当額によるカバー率を示していますが、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」については、開示額から担保等により保全された金額を除いた残額に対するカバー率を示しています。
- 2.金融再生法開示対象外のオンバランス・オフバランス資産に対する引当が一部含まれています。
(経営破綻先・実質破綻先：32億円、破綻懸念先：57億円)
- 3.要管理債権は貸出金件別単位で集計した債権額であるのに対し、要管理先債権は、要管理債権を有する債務者あて債権を集計した債権額です。また、要管理先債権については、担保・保証等による非保全額に対してではなく、債権総額に対して15%を乗じた額の一般貸倒引当金を計上しています。

2. リスク管理債権の状況

不良債権にかかわるディスクロージャーとしては、金融再生法に基づく開示とは別に、米国の開示基準に準拠した「リスク管理債権^(注)」を開示しています。

平成12年3月期末におけるリスク管理債権は1兆8,841億円となり、平成11年3月期末比758億円の減少となっています。

当行では、未収利息の計上基準として、税法規定に基づく形式基準ではなく自己査定結果に基づく実質基準を採用していますので、自己査定結果、金融再生法に基づく開示債権、リスク管理債権の相互関係はより明確化され、リスク管理債権は、貸出金以外の外為与信、仮払金などの債権(329億円)が開示対象に含まれないという点を除き、基本的に金融再生法に基づく開示債権と一致しています。

なお、連結ベースについては、平成12年3月期末のリスク管理債権(直接減額後)は2兆2,033億円となり、平成11年3月期末比1,373億円の減少となっています。

(注)リスク管理債権は、銀行法施行規則に基づく開示基準です。

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権との関係(単体)

(単位：億円)

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権		リスク管理債権 (貸出金残高に占める比率)	
	(貸出金)	(その他の債権)	(貸出金)	(その他の債権)
経営破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,908		破綻先債権 730(0.2%)	329
実質破綻先			延滞債権 14,361(4.6%)	
破綻懸念先	危険債権 13,512	3か月以上延滞債権 403(0.1%) 貸出条件緩和債権 3,347(1.1%)		
要注意先	要管理債権 3,750			
正常先	(正常債権)			
	開示額合計 (除く正常債権) 19,170		開示額合計 18,841(6.0%)	= 差額 329

(注) それぞれ以下の額を直接減額しています。
金融再生法に基づく開示債権：7,310億円
リスク管理債権：7,058億円

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の主な相違点

対象債権は、金融再生法に基づく開示債権では貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返ですが(ただし、要管理債権は貸出金のみ) リスク管理債権では貸出金のみです。

計上の単位については、金融再生法に基づく開示債権は債務者単位(ただし、「要管理債権」は貸出金件別単位)ですが、リスク管理債権は貸出金件別単位です。ただし、当行は以下のとおり、平成11年3月期より、未収利息の計上基準を変更していますので、当行が開示するリスク管理債権は、「要管理債権」にあたる「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を除いて、債務者単位での貸出金額と等しくなります。従いまして、金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の相違点は、当行についていえば実質的にのみとなります。

リスク管理債権の区分に関する補足説明

自己査定の債務者区分が「経営破綻先」「実質破綻先」および「破綻懸念先」である債務者あて貸出金については、延滞の有無にかかわらず、すべて未収利息不計上としていますので「破綻先債権」および「延滞債権」は自己査定債務者区分の「経営破綻先」「実質破綻先」および「破綻懸念先」債務者あての貸出金額と一致しています。

「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」は金融再生法に基づく開示債権の「要管理債権」に一致し、自己査定との関係では、「要注意先」債務者あて債権の一部を構成しています。

連結ベース不良債権等の状況

リスク管理債権の状況

(単位：億円)

	連 結			単 体		
	平成12年 3月期末	貸出金 残高比	平成11年 3月期末比	平成12年 3月期末	貸出金 残高比	平成11年 3月期末比
破綻先債権	873	(0.3%)	1,210	730	(0.2%)	425
延滞債権	16,619	(5.0%)	165	14,361	(4.6%)	882
3カ月以上延滞債権	792	(0.2%)	917	403	(0.1%)	421
貸出条件緩和債権	3,749	(1.1%)	919	3,347	(1.1%)	970
リスク管理債権計 (a)	22,033 ^{(注)1}	(6.7%)	1,373	18,841 ^{(注)2}	(6.0%)	758

(注)1. 直接減額を9,311億円実施しています。
2. 直接減額を7,058億円実施しています。

貸倒引当金の状況

(単位：億円)

	連 結	単 体
一般貸倒引当金	3,654	3,576
個別貸倒引当金	5,727	5,391
特定海外債権引当勘定	124	123
貸倒引当金計 (b)	9,505	9,090
引当率 (b)/(a)	43.1%	48.2%

開示債権の地域別構成(単体)

(単位：億円)

	金融再生法に基づく開示債権(構成比)	リスク管理債権(構成比)
国内	18,248 (95.2%)	18,012 (95.6%)
海外	922 (4.8%)	829 (4.4%)
アジア	720 (3.8%)	671 (3.6%)
インドネシア	258 (1.4%)	251 (1.3%)
中国	147 (0.8%)	138 (0.7%)
タイ	99 (0.5%)	84 (0.5%)
香港	141 (0.7%)	124 (0.7%)
その他	75 (0.4%)	74 (0.4%)
北米	163 (0.8%)	125 (0.6%)
中南米	13 (0.1%)	13 (0.1%)
西欧	4 (0.0%)	4 (0.0%)
東欧	22 (0.1%)	16 (0.1%)
中近東・アフリカ	— (—)	— (—)
国内・海外計	19,170 (100.0%)	18,841 (100.0%)

(注) 債務者所在国を基準に集計しています。

開示債権の業種別構成(単体)

(単位：億円)

	金融再生法に基づく開示債権(構成比)	リスク管理債権(構成比)
国内	18,248 (100.0%)	18,012 (100.0%)
製造業	588 (3.2%)	583 (3.2%)
第一次産業	19 (0.1%)	19 (0.1%)
建設業	2,651 (14.5%)	2,650 (14.7%)
卸売・小売業、飲食店	1,676 (9.2%)	1,644 (9.1%)
金融・保険業	1,018 (5.6%)	928 (5.2%)
不動産業	5,788 (31.7%)	5,778 (32.1%)
運輸・通信・その他公益事業	135 (0.8%)	135 (0.8%)
サービス業	6,045 (33.1%)	5,948 (33.0%)
地方公共団体	— (—)	— (—)
その他	328 (1.8%)	327 (1.8%)
海外	922	829
政府等	—	—
金融機関	28	26
商工業	894	803
その他	—	—
国内・海外計	19,170	18,841